かまがや消費生活センターだより第41号

理解度チェック【回答】

令和3年度に多かった相談は「解約関係」!!

【回答】

①NTTが回線に関する勧誘をすることはない。

【答え】 ○

NTTは「アナログ電話への契約変更」を勧奨する営業行為、特定の事業者と連携して、アナログ電話への契約変更の勧誘を行うことはありません。万一被害に遭った場合は、消費生活センターまでご相談ください。

②アナログ回線が終了したら、自宅の固定電話は使用できなくなる。

【答え】 ×

NTTのアナログ回線は2024年1月から順次IP網に移行します。 移行にあたって、皆さんのお宅で工事をする必要はありません。また、 基本料金は現状と同額であり、電話機を変更する必要もありません。

参考:東日本電信電話株式会社

「固定電話のIP網への移行後のサービスについて」

③訪問販売の場合、クーリング・オフ制度の適用期間は何日間でしょう。

【答え】 8日

クーリング・オフ制度の適用期間は、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入は8日間です。連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日間です。通信販売にはクーリング・オフはないため、購入する前に返品規約を必ず確認しましょう。

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メール など、

お困りの際は、**鎌ケ谷市消費生活センター**に お気軽にご相談ください。

場所:鎌ケ谷市役所2階商工振興課内 電話:**047-445-1246**(予約優先)

時間:平日(年末年始・祝日除く) 10時~12時 13時~16時